建設業における積雪・凍結時の労働災害防止対策

- 1 積雪・凍結時に作業を行うに当たって
- (1) 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。 大雪、低温に関する気象情報の把握に努めて労働者とその情報を共有すること。また、把握した情報をもとに現場内の仮設物、設備等の点検を実施して悪天候に備えるとともに、労働者のリスクを低減するための対応を行うこと。
- (2)作業開始前にKY(危険予知)活動を実施すること。この際、冬季特有の要因を考慮して実施すること。また、緊急連絡体制を整備し、関係者への周知を図ること。

2 転倒災害防止対策

- (1)作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。 また、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行い、併せて通行箇所の 照度の確保を行うこと
- (2) 凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には滑り止めの措置を講ずる こと。また、足場上に積雪がある場合は、予め除雪を行うこと。併せて、積 雪等により足場、その他仮設設備等に異常がないか点検を行うこと。
- (3)転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

3 墜落災害防止対策

- (1)屋根の雪下ろし等を行う際には、作業者に保護帽(墜落時保護用)要求性能墜落制止用器具を着用させること。なお、高さ2m以上の墜落危険箇所での作業においては、手すりを設置し、これが困難な場合には、親綱を設置して要求性能墜落制止用器具を確実に着用させる等の措置を講じること。
- (2)昇降用はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず転位防止の措置を講じること。また、はしごの上部を固定して上部を60cm以上突き出すこと。
- (3)雪を落下させる場合や軒先から落雪のおそれがある場合は、囲いや表示で立ち入り禁止措置を講ずること。また、屋根上等での上下同時作業は原則として禁止すること。

4 重機等による労働災害防止対策

- (1) 重機等の運転時には積雪・氷塊を除去して視界を確保すること。
- (2)接触の防止等

人が危険箇所に立ち入らない措置を講じること

誘導者には、視界不良の場合であっても、運転者が誘導者の位置を容易に 識別できるよう、容易に判別できる色彩の手旗等の使用、蛍光ベスト及び ビームライト等を装着させること。

(3) 重機等の転落の防止対策等

路肩等からの転落災害を防止するため、上記2による誘導者を配置すること。

路肩には、路肩の位置を示すポール等の標識を設置すること。

斜面等の下方で作業を行うときは、過去における当該場所での雪崩発生の有無を事前に調査し、雪面に亀裂が生じている場合等雪崩が予想される場合は、作業を中止すること。

5 除雪作業における労働災害防止対策

- (1)除雪作業を行う際には、河川、側溝、設備類(配管等含む)等の位置を予め確認し、標識を立てるなどにより転落や破損等の防止措置を講ずること。
- (2)除雪機等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲 への各作業者・誘導員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。
- (3)除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認してから対処すること。また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業者が離れたことを確認してから操作すること。

6 交通労働災害防止対策

- (1) 気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を 遵守させること。また、目的地へは、余裕を持って出発すること。
- (2)運転者に対して安全運転を行わせ、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。また、気象条件に合った車間距離を保ち、交差点へは減速して近づくよう運転を行うこと。

7 雪崩災害、崩壊災害防止対策

- (1)法面の下方において作業を実施する場合は、法面の凍結・融解による崩壊・ 落石を防止するため作業開始時及び凍結の融解時に点検を実施し、作業開 始の適否の判断等を行うこと。
- (2)日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まり等の積雪の状況等について点検を行い、作業開始の適否の判断等を行うこと。
- (3)降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入りを禁止すること。